

上溝介護老人保健施設いずみ 通所リハビリテーション運営規程

（運営規程設置の主旨）

第1条 医療法人 社団 明和会 が開設する 上溝介護老人保健施設いずみ（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を介護保険法及びその他関係諸法令の基準原理に基づき定める。

（事業の目的）

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当施設では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び音楽療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が、その人らしく、個性豊かに過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- （1）施設名 上溝介護老人保健施設いずみ
- （2）開設年月日 平成 12 年 11 月 1 日
- （3）所在地 神奈川県相模原市中央区上溝 6-18-40
- （4）電話番号 042-760-1715 FAX 番号 042-760-8551
- （5）管理者名 施設長 前川 和彦
- （6）介護保険指定番号 介護老人保健施設（1452680064号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者(兼医師) 1人
- (2) 医師 1人
- (3) 看護職員及び介護職員 2人以上
- (4) 理学療法士、作業療法士 必要人員配置以上
又は言語聴覚士
- (5) 事務職員等その他従業者 実情に応じた必要人数

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、主治医の指示に基づき投薬する。また、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの受け入れ、調整を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
リハビリ助手は、理学療法士・作業療法士の指示に基づきリハビリテーションの実施に際し補助を行う。
音楽療法士は、音楽や回想法を通して、他者との交流を活性化し、生きる意欲や社会性の拡大につなげる。
- (7) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (8) 事務職員は、介護報酬請求業務の他、一般事務業務を行う。
- (9) 運転手は、利用者の通所にかかわる送迎車の運転を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 祝祭日を除く、毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日の午前10時から午後4時までを通常の営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、1日あたり20人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び音楽療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。

- 3 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用品費、教養娯楽費、おむつ代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

相模原市

(虐待の防止等)

第12条 当施設では、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその発生を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当施設従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(身体の拘束等)

第13条 当施設では、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対し危険が及ぶことが考えられる時は、利用者に対して説明し、利用者に同意能力がある場合には同意を得た上で、次に掲げることにより留意して必要最小限の範囲内で行なうことがあります。

その場合は、身体拘束を行なった日時、理由、及び態様等についての記録を行ないます。

- (1) 緊急性 … 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性 … 身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性 … 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

(褥瘡対策等)

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第15条 通所リハビリテーション利用にあたっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第10条に利用料として規定されるものであるが、同時に施設は第9条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。
- ・ 酒気を帯びてのご利用及び利用中の飲酒・喫煙は、原則禁止とさせていただきます。
- ・ 指定された場所以外での火気の取り扱いは、禁止とさせていただきます。
- ・ 施設設備・備品は正しく取り扱い、故意に破損したり、許可無く持ち出すことを禁止します。
- ・ 当施設の持ち物一覧表(『通所時にお持ちいただくもの』)に記載されていない所持品・備品等の持ち込みはご遠慮ください。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。
- ・ ご利用者の身の上に関する重要な事項が生じた時は、速やかに管理者または支援相談員に届け出てください。

(非常災害対策)

第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防災教育及び基礎訓練(消火・通報・避難) … 年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練 … 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底 … 随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第17条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故の発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供時に事故が発生した場合、当施設は、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行なうとともに、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供により賠償すべき事態が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(職員の服務規律)

第18条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の支持命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけること。

(職員の質の確保)

第19条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第20条 職員の就業に関する事項は、別に定める 医療法人社団明和会 上溝介護老人保健施設いずみの就業規則による。

(職員の健康管理)

第21条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水周り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、害虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第23条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(苦情申立窓口)

第24条 当施設は、下記相談窓口により、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応し記録する。

施設内ご相談窓口	ご利用時間：午前8時45分～午後5時00分まで（日曜・祝日を除く） ご利用方法：電話 042-760-1715 担当 支援相談員
相模原市福祉基盤課	ご利用時間：午前8時30分～午後5時15分まで（土・日・祝日を除く） ご利用方法：電話 042-769-9226
国民健康保険団体連合会	ご利用時間：午前8時30分～午後5時まで（土曜・日曜・祝日を除く） ご利用方法：電話 045-329-3447

(その他運営に関する重要事項)

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

3 通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団明和会理事会において定めるものとする。

付則 この運営規程は、平成12年11月1日より施行する。

付則 この運営規程は、平成13年5月1日より施行する。

付則 この運営規程は、平成13年8月1日より施行する。

付則 この運営規程は、平成14年12月1日より施行する。

付則 この運営規程は、平成15年8月1日より施行する。

付則 この運営規程は、平成15年9月16日より施行する。

付則 この運営規程は、平成16年4月1日より施行する。

付則 この運営規程は、平成16年5月1日より施行する。

付則 この運営規程は、平成16年10月1日より施行する。

付則 この運営規程は、平成17年2月1日より施行する。

付則 この運営規程は、平成17年5月1日より施行する。

付則 この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。

付則 この運営規程は、平成20年4月1日より施行する。

付則 この運営規程は、平成26年9月1日より施行する。

付則 この運営規程は、令和1年10月1日より施行する。

付則 この運営規程は、令和2年8月31日より施行する。

付則 この運営規程は、令和4年1月1日より施行する。

付則 この運営規程は、令和7年5月1日より施行する。